

## 申告相談受付日一覧

相談時間 9:00～12:00、13:00～16:00

●は、市役所申告相談日

税務署の記載がある相談日は税理士等による「地区相談」の日です



2月	三原会場 三原市民センター	緑会場 緑公民館 2階	西淡会場 西淡第2庁舎 集会室	南淡会場 南淡庁舎 3階
18日 (月)	●			●
19日 (火)	●		●	
20日 (水)	●	●		
21日 (木)	●			●
22日 (金)	●			沼島出張所
23日 (土)				
24日 (日)				
25日 (月)	● 税務署		●	
26日 (火)	● 税務署			灘連絡所
27日 (水)	●	●		
28日 (木)	●			●

「地区相談」の相談時間は9:30～12:00、13:00～16:00です。なお、「地区相談」では「相続税、贈与税、土地・建物・株式等の譲渡所得等」の相談は行っていません。上表の3月3日(日)・10日(日)の申告相談は、洲本税務署が閉庁のため、質問にお答えできない場合があります。また、市役所での毎週木曜日の窓口時間延長での相談受付はしていませんのでご了承ください。※灘連絡所と沼島出張所の相談時間は10:00～12:00、13:00～15:00です

### 国税庁ホームページ

確定申告書等作成コーナーで簡単に申告書が作成できます

国税庁 検索 <http://www.nta.go.jp/>

でき上がった申告書を印刷して郵送などで提出するか、インターネットで送信(e-Tax)することができます。e-Taxでは直接税務署へ行かなくても自宅のパソコンから各種申請や届出、確定申告や納税が可能です。e-Taxで期限内に申告をすると、所得税額から平成24年分で3,000円が控除されます。ただし、平成19年～24年分の間でいずれか1回に限ります。



3月	三原会場 三原市民センター	緑会場 緑公民館 2階	西淡会場 西淡第2庁舎 集会室	南淡会場 南淡庁舎 3階
1日 (金)	●		●	
2日 (土)				
3日 (日)	●			
4日 (月)	●	●		
5日 (火)	●		●	
6日 (水)	●			●
7日 (木)	●			
8日 (金)	●			
9日 (土)				
10日 (日)				●
11日 (月)	●		●	
12日 (火)	●			
13日 (水)	●	●		
14日 (木)	●			●
15日 (金)	●		●	

### 申告書が完成している人

申告書が完成して提出のみの人は、受付をせず直接申告相談会場で職員に手渡ししてください。また郵送でも受付します。送付先は、洲本税務署(洲本市山手1-1-15)までお願いします。

### 市役所で確定申告相談ができないもの

①土地建物などの売却に係る譲渡所得 ②株 ③配当(申告分離課税選択) ④先物取引 ⑤消費税 ⑥青色(確定)申告 ⑦贈与税等は市役所の相談会場で受付できません。

## 税の申告準備進んでいますか？

# 確定申告

2月18日(月)～3月15日(金)



申告が必要な人は必ず申告をしてください。毎年、申告受付会場は大変混雑しています。営業・農業等の取支内訳書や医療費控除の領収書等はあらかじめ分類し集計してからお越しください。営業・農業等の取支内訳書等の必要書類を作成していない場合、申告の受付はできませんのでご注意ください。みなさんのご協力をよろしくお願いいたします。

### 所得稅の確定申告が必要な人

サラリーマンの所得稅は、年末調整で精算されていますが、次のような人は申告が必要です

- ①事業・農業・不動産所得がある
- ※売上げ等の収入と必要経費をまとめた取支内訳書の添付が必要です。必ず事前に作成してから申告会場にお越しください
- ②保険の満期や不動産等の売却収入等がある
- ③給与の年取が2,000万円を超える
- ④給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える
- ⑤2か所以上から給与を受けている
- ⑥年末調整後に扶養等控除額に変更があった

公的年金等を受給されている人のうち、収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円以下の人は確定申告書の提出は不要です。

### 申告で所得稅が還付される人

- ①災害や盗難にあった
  - ②多額の医療費を支払った
  - ③国や地方公共団体等に寄附をした
  - ④住宅ローンの融資を受けてマイホームを取得、または増改築した
  - ⑤年末調整し忘れた控除額がある、または年の途中に退職して年末調整していない控除額があるなど
- ※あらかじめ給与や公的年金等から所得稅が源泉徴収されていない人には、還付金はありません
- ☎洲本税務署 24-1212

### 市・県民稅の申告が必要な人

1月1日現在、市内に住居のある人が対象で、所得がない人でも申告が必要です。ただし、次の条件に当てはまる人は申告の必要はありません。

- ①所得稅の確定申告を済ませている
  - ②24年中の所得が1か所からの給与または公的年金のみ(遺族年金・障害者年金以外)
  - ※障害者控除、寡婦・寡夫控除、雑損控除等を受けようとする人は申告が必要です
  - ③市内在住である親族の税法上の扶養になっている
- ☎税務課 43-5022

### 確定申告に必要なもの

- 申告書、印鑑(認印)等
- 源泉徴収票(給与・年金をもらっている人)
- 集計した医療費の明細書、支払った医療費の領収書原本(医療費控除を受ける人)
- 支払保険料の証明書(生命保険・地震保険料控除を受ける人)
- 登記簿謄本、住民票の写し、売買・請負契約書のコピー、住宅ローンの年末残高証明書(住宅借入金等特別控除を受ける人)
- 国民年金保険料の支払証明書(国民年金保険料を支払った人)
- ※紛失した人や届いていない人は再発行が可能です
- ☎控除証明書専用ダイヤル 0570-070-117
- ☎明石年金事務所 078-912-4983
- 申告者名義人の口座番号がわかるもの(還付される人)

### 申告書が必要な人



昨年、確定申告書を用紙で提出した人には、今年も申告書が洲本税務署から送付されます。ただし、一部申告の内容により税務署から案内はがきのみが送付されることがあります。また、e-Taxで申告された人もはがきのみが送付されます。申告書の用紙が必要な人は国税庁ホームページからダウンロードして、ご自宅のプリンタから印刷できます。また、各申告会場、総合窓口センターでもお渡しできます。なお、市役所から郵送は行いません。平成24年分確定申告書の様式が変更されていますので、新様式で申告書の作成をお願いします。